

## 協議運賃専門委員会の結果報告

### 1 経過

現在、十勝バスが運行する図書館青葉線及び富士交通が運行する市民病院プール線については、道路運送法第 21 条で運行しているが、各運行事業者は、令和 7 年 4 月 1 日より、同法第 4 条での運行に移行することを目指して手続きを進めており、移行することで運賃の取扱いが「協議運賃」となることから、道路運送法に基づき、市、バス事業者、運輸局、関係住民の意見を代表する者で構成する協議体である「協議運賃専門委員会」において、各事業者から提案のあった運賃案について協議を行った。

### 2 協議結果

協議運賃専門委員会において、十勝バス及び富士交通とそれぞれ個別に協議を行った結果、以下のとおり協議済みとなった。

#### (1) 日時

- ア 十勝バス 令和 6 年 12 月 26 日 (木) 10:00~10:10
- イ 富士交通 令和 6 年 12 月 26 日 (木) 10:15~10:25

#### (2) 路線及び運賃額

別紙 1、別紙 2 のとおり

#### (3) 協議運賃適用日

令和 7 年 4 月 1 日 (月)

以上



